

士 午後

令和 8 年測量士試験問題集

必須〔No. 1〕

問 A. 次の文は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）の条文の一部である。

ア ～ オ に入る語句を次の語群の番号 1 ～ 10 の中から選び、それぞれ番号を解答欄に記せ。

第四条 この法律において「基本測量」とは、すべての ア となる測量で、国土地理院の行うものをいう。

第九条 この法律において「 イ 」とは、当該測量において最終の目的として得た結果をいい、「 ウ 」とは、 イ を得る過程において得た作業記録をいう。

第二十六条 エ を実施しようとする者は、国土地理院の長の承認を得て、基本測量の測量標を使用することができる。

第五十五条の十三 測量業者は、その営業所ごとに オ を一人以上置かなければならない。

語群

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1. 基本測量以外の測量 | 2. 基本測量及び公共測量以外の測量 |
| 3. 主任技術者 | 4. 成果品 |
| 5. 測量技術の向上 | |
| 6. 測量記録 | 7. 測量士 |
| 8. 測量成果 | |
| 9. 測量の基礎 | 10. 測量の規範 |

〈次のページに続く〉